

【対人管轄権が成立する場合】

- ① International Shoe の要件——Minimum contact 及び reasonableness の要件が満たされる場合。
- ② Consent ——被告が裁判権に同意する場合（黙示の同意も可——異議を留めない応訴）
- ③ Domicile ——法廷州に本居がある場合（法廷外での送達も可）
- ④ Transient presence ——一時的にであっても法廷州に存在するときに呼出状の送達を受ける場合

【General Jurisdiction と Specific Jurisdiction】

Specific Jurisdiction——裁判権の根拠たる被告と法廷州との関係が当該訴訟の訴訟原因が同一の事実に係る場合（法廷州で交通事故を起した場合）。

General Jurisdiction——裁判権の根拠たる被告と法廷州との関係が当該訴訟の訴訟原因が同一の事実に係らない場合（法廷州での本居や事業の遂行と州外で締結され州外で履行される契約違反の場合）